第50期決算公告　平成21年11月25日
大阪市東成区東今里３－４－14
メルボ紳士服工業株式会社
代表取締役　清水　貞行
貸借対照表の要旨（平成21年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	117,747
	固定資産	455,516
	資産合計	573,263
負債及び純資産の部	流動負債	76,760
	固定負債	266,686
	負債合計	343,446
	株主資本	229,817
	資本金	90,000
	利益剰余金	139,817
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	117,317
	(うち当期純損失)	(31,683)
	純資産合計	229,817
	負債・純資産合計	573,263

第18期決算公告　平成21年10月22日
熊本市紺屋今町２番23号
第二コーヨービル２Ｆ
株式会社ゆうプランニング
代表取締役　木村　正夫
貸借対照表の要旨（平成21年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	155,621
	固定資産	56,608
	繰延資産	567
	合計	212,796
負債及び純資産の部	流動負債	71,892
	固定負債	13,858
	株主資本	127,046
	資本金	10,000
	利益剰余金	117,046
	利益準備金	1,600
	その他利益剰余金	115,446
	(うち当期純利益)	(115)
	合計	212,796

優先資本金の額の減少公告

平成21年11月25日　東京都江東区亀戸六丁目56番15号
ジャパン・アセット・ツー・ホールディング特定目的会社
取締役　長縄　順一

ジャパン・アセット・ツー・ホールディング特定目的会社（以下、「本特定目的会社」という。）は平成21年12月10日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第110条第２項の規定により公告致します。

１．優先資本金の額の減少をする目的
特定資産の売却金、特定資産からの収入として本特定目的会社に交付された金銭、特定資産に係る信託の収益又は元本償還として本特定目的会社に交付された金銭及びその他の方法で本特定目的会社が受領した金銭から、特定社債の元利金の弁済、積立金の積立て、その他必要費用を控除した後に残余金（以下、「優先出資消却原資」という。）がある場合における優先出資消却原資の分配。

２．優先資本金の額の減少をする要件
優先出資消却原資の計算を行い取締役が簡易減資消却が適当であると判断した場合、初年度からの優先出資消却原資の累積額（但し、過去の利益配当金、過去の有償減資による払出額、取締役がその判断により、以後のⒶ本特定目的会社の維持・運営にかかる債務の支払、Ⓑ各種積立金の積立て、Ⓒ利益配当の原資の確保のために必要と判断する金額を控除したもの（以下、「減資消却可能額」という。）。なお、減資消却可能額が50,000円の整数倍とならない場合には直近の50,000円の整数倍の金額まで切り下げる。）を上限として優先資本金の額を減少する。

３．優先資本金の額の減少をする時期
上記２．の判断がされてから６か月以内に行う。

４．減少する優先資本金の額
金310,000,000円

５．優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数
本特定目的会社が発行する優先出資は１種類であり、当該優先出資が優先資本金の額の減少において消却する対象となる。
優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数は6,200口である。

６．優先出資の消却の方法
下記の計算式に基づいて、全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて又はその他取締役が決定する方法によって、優先出資の併合を行わず有償で簡易減資消却を行う。

$$\frac{\text{減資消却可能額（円）}}{50{,}000\text{円}} \times \frac{\text{各優先出資社員の保有口数}}{\text{優先出資の発行済総口数}} = \text{各優先出資社員の消却口数（小数点第１位を四捨五入）}$$

７．優先資本金の額の減少において消却に要する金額
金310,000,000円

８．優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類
本特定目的会社が発行する優先出資は１種類であり、当該優先出資が優先資本金の額の減少の対象となる。

第18期決算公告
平成21年11月25日
山形県酒田市相生町１－３－28
株式会社大丸不動産
代表取締役　山本　満夫
貸借対照表の要旨（平成21年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	128,930
	固定資産	61,676
	合計	190,606
負債及び純資産の部	流動負債	85,584
	固定負債	47,172
	株主資本	57,850
	資本金	17,200
	利益剰余金	40,650
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	34,650
	(うち当期純利益)	(2,923)
	合計	190,606

決算公告　平成21年11月25日
オランダ王国ハーグ、ケー・エックス2517スヘーヴェニングスウェグ62―66
アラムコ・オーバーシーズ・カンパニー・ビー・ヴィ
日本における代表者
アハメッド・エヌ・アルザフラニー
貸借対照表の要旨（平成20年12月31日現在）

科目		金額(千米ドル)
資産の部	流動資産	1,991,936
	固定資産	1,370,631
	合計	3,362,567
負債及び純資産の部	流動負債	371,997
	固定負債	262,404
	その他	36,527
	資本金及び資本剰余金	459,633
	利益剰余金	2,556,310
	その他	△324,304
	合計	3,362,567

優先資本金の額の減少公告

平成21年11月25日　東京都江東区亀戸六丁目56番15号
神宮ホールディング特定目的会社
取締役　長縄　順一

神宮ホールディング特定目的会社（以下、「本特定目的会社」という。）は平成21年12月10日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第110条第２項の規定により公告致します。

１．優先資本金の額の減少をする目的
特定資産の売却金、特定資産に係る信託の収益又は元本償還として本特定目的会社に交付された金銭及びその他の方法で本特定目的会社が受領した金銭から、特定社債の元利金の弁済、積立金の積立て、その他必要費用を控除した後に残余金（以下、「優先出資償却原資」という。）がある場合における優先出資償却原資の分配。

２．優先資本金の額の減少をする要件
優先出資償却原資の計算を行い取締役が簡易減資消却が適当であると判断した場合、初年度からの優先出資償却原資の累積額から、過去の利益配当金、過去の有償減資による払出額、取締役がその判断により、以後のⒶ本特定目的会社の維持・運営にかかる債務の支払、Ⓑ各種積立金の積立て、Ⓒ利益配当の原資の確保のために必要と判断する金額を控除した金額（以下、「減資消却可能額」という。なお、減資消却可能額が50,000円の整数倍とならない場合には直近の50,000円の整数倍の金額まで切り下げる。）を上限として優先資本金の額を減少する。

３．優先資本金の額の減少をする時期
上記２．の判断がされてから６か月以内に行う。

４．減少する優先資本金の額
金100,500,000円

５．優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数
本特定目的会社が発行する優先出資は１種類であり、当該優先出資が優先資本金の額の減少において消却する対象となる。
優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数は2,010口である。

６．優先出資の消却の方法
下記の計算式に基づいて、全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて又はその他取締役が決定する方法によって、優先出資の併合を行わず有償で簡易減資消却を行う。

$$\frac{\text{減資消却可能額（円）}}{50{,}000\text{円}} \times \frac{\text{各優先出資社員の保有口数}}{\text{優先出資の発行済総口数}} = \text{各優先出資社員の消却口数（小数点第１位を四捨五入）}$$

７．優先資本金の額の減少において消却に要する金額
金100,500,000円

８．優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類
本特定目的会社が発行する優先出資は１種類であり、当該優先出資が優先資本金の額の減少の対象となる。